

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	支援措置に係る提案事項の内容	提案主体名
農林水産省	1020030	農業振興地域整備法に係る農知事務の市長への所掌の変更	農業振興地域の整備に関する法律 第4条(農業振興地域整備基本方針の作成) 第5条(農業振興地域整備基本方針の変更) 第6条(農業振興地域の指定) 第7条(農業振興地域の区域の変更等) 第8条(市町村の定める農業振興地域整備計画) 第11条(農用地利用計画の決定手続) 第15条(都道府県知事の調停) 第15条の15(農用地区域内における開発行為の制限) 第15条の16(監督処分) 第15条の17(農用地区域以外の区域における開発行為についての勧告等)	農業振興地域整備基本方針の策定・変更にあたっては、農林水産大臣との協議が必要。農業振興地域の指定・変更・解除にあたっては、市町村に協議をしなければならない。	C	農業振興地域整備計画の決定・変更にあたっては、都道府県知事に協議(農用地利用計画については同意を要する協議)をしなければならない。農用地区域内における開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	農業振興地域整備基本方針は、都道府県が都道府県全域の農業振興に関する方針を明らかにするものであり、一部の市町村を抜き出して策定するものは、制度の主旨から基本方針たり得ない。また、農業振興地域の指定は、基本方針に即して広域的な見地から指定するものであり、一部の市町村を抜き出して指定することは、周囲の市町村との一体的な農業振興に支障を生じさせるおそれがあり、困難である。更に、農業振興地域整備計画の策定に際しての都道府県知事への協議は、農地面積の確保をはじめとして、法目的の達成を図るうえで重要なものであり、農業振興地域整備計画が基本方針と適合しているかどうか、各種農業振興施策との調整が図られているか等の観点から行うものであることから、廃止することは困難である。加えて、農用地区域内における開発行為の許可については、地元の開発主体に近い立場にある者が行うことは適当ではなく、地元の開発期待と距離を置いて客観的に、広域的な見地から判断することが適当であると考えている。	提案者は、都市計画法や農地法における事務権限移譲の特例などを引用の上で、農業振興地域整備法に係る農知事務について特例を要望しているものであり、例えば、各自治体ごとの農地面積等を基準として一定の特例措置を設けることができないう、再度検討し、回答されたい。	C-D-1	本市の農業は都府県にも匹敵する規模本市は、人口約80万人規模の都市でありながら、農業産出額・水田面積等の規模において、いくつかの都府県の規模をも超える全国随一の大農業都市であり、それだけ広範囲の農地を有する都市でもあることから、他の土地利用関係の法令にも照らし、農業振興地域整備法における農知事務について市長が所掌するに定めるものとの提案趣旨である。農知事務を廃止する等の観点からの提案ではない。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本市の農業は都府県にも匹敵する規模本市(平成17年10月10日に隣接する香町と合併)の農業規模は都府県にも匹敵する。・耕地面積(34,455ha)「H15耕地面積統計調査」;東京都、大阪府、神奈川県、奈良県、山梨県、高知県、徳島県、香川県、京都府より大きい。・水田面積(29,963ha)「H15耕地面積統計調査」;東京都、沖縄県、神奈川県、山梨県、大阪府、和歌山県、奈良県、徳島県、高知県、長崎県、鳥取県、静岡県、愛媛県、京都府、神奈川県より大きい。・農業産出額(76,032百万円)「H15生産農業所得統計」;東京都、大阪府、奈良県、福井県、香川県、石川県、鳥取県、滋賀県、神奈川県、京都府より高い。農林水産省からの「農地面積等が大規模なものであったとしても、市町村が都道府県に代って農業施策を実施することは不適切であるが、現に本市よりも小規模の都府県において、当該事務が行われていることに鑑み、本市が果敢に当該基本方針を策定し、それに沿った施策を本市が行うことが「不適切である」という理由はない。一定の広域的な農業規模を有しているからこそ本提案を行っているのものであることをお返しいただきたい。	C	農業振興地域整備基本方針は、都道府県が都道府県全域の農業振興に関する方針を明らかにするために策定するものであり、都道府県が行う農業施策と密接な関係を有し、これらの施策と調整されているものでなければならない。したがって、市町村の有する農地面積等の規模にかかわらず、行政の機能として市町村が都道府県に代ってこれらの農業施策を実施することは不適切なことから、基本方針を策定することは不適当と考えている。基本方針は上記で述べているとおり、県全体の農業振興に関する方針を明らかにするものであり、市の農業振興に関する方針は農業振興地域整備計画において記述されるべきものであると考えている。	新潟県 新潟市				
農林水産省	1020070	農地転用に係る国の関与の排除	農地法第4条第1項、農地法第5条第1項、農地法附則第2項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。都道府県知事は、原則として、2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	C	農地の転用については、原則として、2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。総合規制改革会議第3次答申においても、転用規制の運用が地方行政に委ねられていることが地権者の利益を反映することにつながっており、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとなっているとの指摘を受けているところである。また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け検討を行ってきた食料・農業・農村政策審議会において、農地転用許可権限の在り方を含む農地制度の在り方が議論されてきたところであるが、農地総量の確保など国レベルの関与についての検証を踏まえ慎重な検討を行うべきとの意見があったところである。このような議論を踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	提案者の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情に精通した基礎自治体において、実態を把握し公平かつ厳格な取扱いをすることにより、転用規制の適正運用が可能であると考えている。農地転用以外においても、基礎自治体において、包括的・一体的な土地利用規制を担うことが、地方分権型社会における効率的かつ総合的な行政の推進に繋がると考えている。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	農地転用許可制度の運用に当たっては、法定化された基準に基づく公平かつ厳格な審査を、並びに、その手続の透明性が担保されていることが重要であり、現行の面積による許可権限の区分は必要ないと考える。また、国においては、違反転用事案に迅速に対処する観点から、地方自治法に基づく特例条例により、知事の立入調査権限を市町村(農業委員会)へ移譲し、市町村が役割を分担することが望ましいとの見解を示しており、(こうした意味からも)、都道府県との連携の下、転用規制に加え、地域の実情に精通した市町村(農業委員会)において、農地制度の適正な運用は可能であると考える。	C	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情に精通した基礎自治体において、実態を把握し公平かつ厳格な取扱いをすることにより、転用規制の適正運用が可能であると考えている。農地転用以外においても、基礎自治体において、包括的・一体的な土地利用規制を担うことが、地方分権型社会における効率的かつ総合的な行政の推進に繋がると考えている。このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情に精通した基礎自治体において、実態を把握し公平かつ厳格な取扱いをすることにより、転用規制の適正運用が可能であると考えている。農地転用以外においても、基礎自治体において、包括的・一体的な土地利用規制を担うことが、地方分権型社会における効率的かつ総合的な行政の推進に繋がると考えている。このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情に精通した基礎自治体において、実態を把握し公平かつ厳格な取扱いをすることにより、転用規制の適正運用が可能であると考えている。農地転用以外においても、基礎自治体において、包括的・一体的な土地利用規制を担うことが、地方分権型社会における効率的かつ総合的な行政の推進に繋がると考えている。このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	4haを超える農地転用許可を県に移譲すること。なお、2haを超える農地の許可については国への事前協議を廃止すること	広島県	
農林水産省	1020080	審議会の必置規制の廃止	農業災害補償法第14条の2第1項	保険に関する訴えの提起に関する審査等を行った後、各都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置くことと規定している。	C	保険に関する訴えの提起に関する審査等を行った後、各都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置くことと規定している。	都道府県農業共済保険審査会は、都道府県に置くこととされており、農業共済組合連合会に対し、その組合員である農業共済組合等が保険に関する事項について訴えを提起する場合には、当該審査会の審査を経る必要がある旨を規定している。これは、農業共済組合連合会を相手方とする訴えの具体的な内容として、保険料の水準に関する不服の訴え等が考えられるが、これら訴えの内容となる保険に関する事項には技術的・専門的事項が多く、当該審査会における専門的審査を通じ適正・妥当な解決を得る必要があることから、設置を義務付けているものであり、この審査会の審査を経ずして裁判所に提起された訴えは適法でなく、訴訟要件を欠くものと却下される。このことから、訴訟はいつ提起されるか分からず、提起された場合には、速やかに手続を行うため遅滞なく開催される必要があり、審査会の存在は必要である。したがって、すべての都道府県において都道府県農業共済保険審査会を設置することが必要であり、都道府県の自主的な運営方針により設置の有無を決められる性質のものではないことから、廃止することはできない。	提案者の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	合併により県内共済組合の広域化・規模拡大が進み、各組合の能力の強化・拡充が図られており、県審査会の関与の必要が薄れていること、訴訟の提起に当たり審査会の審査を前置する必要性はないこと、この数年開催の実態がないことから、審査会の必置の見直しについてご検討いただきたい。	右提案主体の意見を踏まえ、例えば、県一組合の場合など、都道府県農業共済組合連合会が存在しない場合に限り、関係者の同意を要件として県段階に審査会を設置しないことができない等の特例を設けることができないう、再度検討し、回答されたい。	農業災害補償制度は、主に自然災害を対象としていることから、地域により災害状況が異なる傾向があるとともに、共済金額の基準となる農作物等の収量等が地域により異なることなどから地域性を反映した専門的・技術的な保険設計を行っている。このため、地域の実情を把握しており、なおかつ、農業共済制度に通じている都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置き、農業共済組合連合会とその組合員である農業共済組合等との間の紛争が生じた際に、農業共済組合等が訴えの提起に先立ち、審査会による専門技術的な見地からの審査を行うこととされているところであり、本制度に係る訴えに対する適正・妥当な解決を迅速に得るためには、都道府県に置かれる審査会による専門技術的な審査を設けることが必要不可欠である。さらに、訴えを提起する農業共済組合等にとっては、審査が迅速に行われる必要があることから地域の実情を把握しており、審査の申請者にとって地理的に近い都道府県に審査会を設置しておくことが必要である。また、農業共済組合等の広域化・規模拡大が進んだとしても、紛争の当事者が都道府県農業共済組合連合会と都道府県の農業共済組合等であるという構図に変更はなく、審査会の関与の必要性が減少するものではない。なお、当審査会は委員9名以内をもって構成するものとしており、委員の人数等については、地域の実状に応じた弾力的な運営をすることも可能である。	C	合併・広域化により機能拡充が進んでいる農業共済組合の自己牽制機能を強化し、県の関与の度合いを薄めるため、県審査会の必置について見直しをご検討いただきたい。	C	自然災害等により被災した農家の農業経営の安定を図るため、農業共済組合等の組合員である農家に対し、共済金を早期に支払うことは非常に重要である。しかしながら、保険金の支払額や損害評価についての訴えがなされた場合には、解決を得るまで当該組合等に対する保険金の支払いが滞り、ひいては、当該組合等の組合員等すべての農家に対する共済金の支払いが滞ることとなるため、当該訴えに対する迅速な解決が得られなければ、多くの被災農家の経営に対して甚大な損害をもたらすことが懸念される。このため、自然災害等を対象とし、地域性を反映した専門的・技術的な保険設計を行っている農業災害補償制度に係る訴えについて、農業共済組合の申請者にとりて地理的に近い都道府県に都道府県農業共済保険審査会を常設し、争いの適正かつ迅速な解決を図ることができるようしておくことは、組合員等である農家の経営安定を図るために必要である。なお、当該審査会は、委員9名以内をもって構成するものとしており、委員の人数については、地域の実情に応じ9名より少なくすることも可能である。地方、合併等により一県一組合となった場合においては、連合会と組合等との間に訴訟が起こることは事実上なくなるため、当該審査会の所掌事務が農業災害の発生、予防及び防止に関する事項等調査審議事項のみとなることから、こうした場合において、引き続き当該審査会を都道府県に必置させることの必要性については、農業共済団体等の意見を聴きながら、中期的な観点から検討を行うこととした。	審査会の設置の如何については、地方自治体の自主的な運営方針に委ねるべきである。	広島県	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	支援措置に係る提案事項の内容	提案主体名
農林水産省	1020090	農業委員会及び農業会議の必置規制の廃止	農業委員会等に関する法律第3条、附則(昭和二十九年六月十五日法律第百八十五号抄)8-18	農地の存在する市町村に農業委員会を設置。ただし、区域内の農地面積が著しく小さい市町村(北海道:800ha以下、都府県:200ha以下)には、農業委員会を置かないことができる。 また、都道府県農業会議は、法律に基づいて設立された都道府県の区域を区域とする特別な法人であり、設立は一回限りであり、かつ、解散等の規定が欠如している。	C		国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や、担い手への農地の集積などの農地施策を国の責務として推進する必要がある。この施策推進に当たっては、農地や農村地域社会の特質等を踏まえる必要があるが、地域の農地に関する権利調整や利用及び管理を、国又は市町村部局が直接介入して実施することは困難であり、かつ、効果的ではない。このため、農業者が主体の合議体を農業者の信任の下で組織し、公平、客観的に農地施策を遂行できる仕組みを構築することが、国の農地施策の推進に不可欠であることから、市町村部局から独立した行政機関として、公選の農業委員等で構成される農業委員会を必置とすることが妥当である。 都道府県農業会議は、昭和29年の法律改正により、当時行政機関であった都道府県農業委員会に代わるべきものとして発足した法人である。したがって都道府県農業会議はその機能上、農業及び農民の一般的利益・代表活動と法令に基づき行政行為を補完する諮問機関としての性格を有している。 また、都道府県農業会議は、その重要な業務として、市町村の独立した行政機関である農業委員会の業務が構成、適切に行われるための講習及び研修を行っているところである。 このような都道府県農業会議の性格や組織に鑑み、引き続き必置とすることが妥当である。	提案者の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地方分権改革推進するためには、地域における役割分担に応じて、地域の実情にあった自主的かつ完結的に事務執行が行える体制づくりと確実な事業実施を担保できる財源措置が必要である。	C	国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や、担い手への農地の集積などの農地施策を国の責務として推進する必要がある。この施策推進に当たっては、農地や農村地域社会の特質等を踏まえる必要があるが、地域の農地に関する権利調整や利用及び管理を、国又は市町村部局が直接介入して実施することは困難であり、かつ、効果的ではない。このため、農業者が主体の合議体を農業者の信任の下で組織し、公平、客観的に農地施策を遂行できる仕組みを構築することが、国の農地施策の推進に不可欠であることから、市町村部局から独立した行政機関として、公選の農業委員等で構成される農業委員会を必置とすることが妥当である。 都道府県農業会議は、昭和29年の法律改正により、当時行政機関であった都道府県農業委員会に代わるべきものとして発足した法人である。したがって都道府県農業会議はその機能上、農業及び農民の一般的利益・代表活動と法令に基づき行政行為を補完する諮問機関としての性格を有している。 また、都道府県農業会議は、その重要な業務として、市町村の独立した行政機関である農業委員会の業務が公正、適切に行われるための講習及び研修を行っているところである。 このような都道府県農業会議の性格や組織に鑑み、引き続き必置とすることが妥当である。 なお、昨年の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の必置基準面積算定の見直しや選挙委員の下限定数の廃止・条例への委任等の措置を実施することによって、農業委員会の設置等に係る市町村の裁量を拡大したところである。 また、農業委員会及び都道府県農業会議に対する財源措置として、農業委員会交付金、都道府県農業会議負担金、農業委員会費補助金、強い農業づくり交付金等を措置しているところである。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地方分権社会を実現するためには、地域の実情に精通している地方自治体がこの強みを発揮し、行政サービスを展開する総合的な行政主体として、自主的かつ自己完結的な行政の展開が必要である。 市町村合併の進展により、広域化した基礎自治体には、住民に身近な事務を自己完結的に処理することが求められ、既に県から権限の移譲を受けた基礎自治体においても滞りなく事務の執行が行われて、農地行政を推進する上で支障は生じていない。 優良農地の確保や担い手への農地集積など農地行政上の喫緊の課題解決には、基礎自治体が説明責任を果たし得る自主的な総合行政を展開し、住民の協力を得て果たされるものである。	C	国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や、担い手への農地の集積などの農地施策を国の責務として推進する必要がある。この施策推進に当たっては、農地や農村地域社会の特質等を踏まえる必要があるが、地域の農地に関する権利調整や利用及び管理を、国又は市町村部局が直接介入して実施することは困難であり、かつ、効果的ではない。このため、農業者が主体の合議体を農業者の信任の下で組織し、公平、客観的に農地施策を遂行できる仕組みを構築することが、国の農地施策の推進に不可欠であることから、市町村部局から独立した行政機関として、公選の農業委員等で構成される農業委員会を必置とすることが妥当である。 都道府県農業会議は、昭和29年の法律改正により、当時行政機関であった都道府県農業委員会に代わるべきものとして発足した法人である。したがって都道府県農業会議はその機能上、農業及び農民の一般的利益・代表活動と法令に基づき行政行為を補完する諮問機関としての性格を有している。 また、都道府県農業会議は、その重要な業務として、市町村の独立した行政機関である農業委員会の業務が公正、適切に行われるための講習及び研修を行っているところである。 このような都道府県農業会議の性格や組織に鑑み、引き続き必置とすることが妥当である。 なお、昨年の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の必置基準面積算定の見直しや選挙委員の下限定数の廃止・条例への委任等の措置を実施することによって、農業委員会の設置等に係る市町村の裁量を拡大したところである。	必置規制を廃止した上で、農業委員会の役割及び設置の妥当性・必要性について検証を行い、基礎自治体が地域の実情にあった農業委員会の体制を整えるべきである。	広島県		
農林水産省	1020100	農業経営体育成に関する事務の基礎自治体による総合的実施のための制度見直し	農業経営基盤強化促進法第6条	市町村基本構想は、都道府県基本方針に則するものでなければならない	D-1		都道府県基本方針は、各都道府県が、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即して定めることとされており、各市町村の実態等を十分に考慮して定めるべきものである。 また、都道府県基本方針は、都道府県内の各市町村が基本構想を策定する際の基本的考え方を方向づけるものとして重要であるが、これが同一的な基準として受け取られないよう、都道府県は各市町村に対して、地域の特性を踏まえて基本構想を策定すべき旨を徹底させるよう指導を行っているところである。 一方、市町村基本構想は、基本方針に則するものとして、基本構想において定める指標等は、都道府県知事が定める基本方針に掲げるものを参照しつつも、各市町村の置かれている自然的経済的社会的諸条件を踏まえながら各市町村が独自に設定するものである。 したがって、市町村が経営体の育成に関する事務を総合的・一元的に実施するという趣旨の趣旨は、市町村基本構想を都道府県基本方針に則して策定する現行制度の枠組みの中で対応可能であると考える。	提案者の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	御回答によると、市町村基本構想は、都道府県基本方針に必ずしも即す必要はないとのことであるが、農業経営基盤強化促進法第6条第6項において、「市町村は知事の同意を得なければならない」と規定されている。 このことは、知事は県の基本方針に則さない市町村の基本構想に同意できないことを示すと解され、それにより、今回提案を行った基礎自治体が事務を総合的・一元的に実施することは出来ないと考えられる。 これらを踏まえ、再度御検討いただきたい。	C	市町村が基本構想を定める際には、知事の同意を得ることとされているが、これは、自然的経済的社会的条件の面で同一の地帯区分に属するような市町村の間で、基本構想に定める農業経営の指標の水準に大幅な齟齬が生じないようにすること等が必要なためである。 しかしながら、前回の回答にもあるように、そもそも都道府県基本方針は地域の実態を踏まえて策定するもの 市町村基本構想は各市町村が独自に策定するものであり、都道府県もこうした状況を踏まえて同意を行うべきであることから、知事の同意を得なければならないからといって、市町村が地域に密着した取組ができないということにはならない。 なお、前回の回答において、市町村基本構想が都道府県基本方針に即する必要がないとは申し上げていないので、誤解のないようお願いしたい。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	県の関与を可能な限り少なくすることにより、市町村の総合的かつ一元的な事業実施を可能にするという、本県の提案趣旨を御理解いただきたい。	C	基本構想の策定に当たっての都道府県知事の関与は、基本方針の策定及び同意という必要最小限の関与にとどめられている。また、こうした仕組みの中でも、市町村が地域に密着した取組が可能であることは、これまで回答した通りである。本提案主体である貴県として、このような制度の趣旨を十分ご理解の上、貴県内の市町村の実情に応じた担い手の育成について十分配慮していただきたい。	農業経営基盤強化促進法等の法施行事務の基礎自治体による総合的かつ一元的実施	広島県		
農林水産省	1020110	地方で策定する各種計画の事前協議制の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項	農業振興地域整備基本方針を定めるときは、農林水産大臣に協議することとなっている。	E		農業振興地域整備基本方針のうち、農用地の確保に関する事項は、農用地等の確保に関する事項は、国民に対する食料の安定供給という国の責務に関するものであり、国の定める農用地等の確保等に関する基本指針との整合など、国の各種施策との整合を図る必要があること、都道府県毎に農地の賦存状況には大きな格差があり、食料の移入県と移出県とが存在する我が国において、どの程度の農用地を確保するかについては、国が全国的な見地から判断する必要があること等から、農林水産大臣の同意を要する協議とされているものであり、この同意・協議を廃止することは困難である。なお、提案は、事前協議制の廃止とされているが、農振法においては、農業振興地域整備基本方針及びの農業振興地域整備計画の策定手続において、事前協議を義務づけてはいない。	提案者の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本県の提案は、農業振興地域整備基本方針策定時に義務付けられている農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項に規定する農林水産大臣への協議の廃止を提案するものである。	C	国内の農業生産に必要な農地の確保と有効利用により、国民に対する食料の安定供給を図ることは国の責務であり、国の定める農用地等の確保等に関する基本指針との整合など国の各種施策との整合を図る必要があること、都道府県毎に農地の賦存状況には大きな格差があり、食料の移入県と移出県とが存在する我が国において、どの程度の農用地を確保するかについては、国が全国的な見地から判断する必要があること等から、農業振興地域整備基本方針の策定・変更に当たって農林水産大臣との協議(農用地の確保に関する事項等については同意)を必要としているものであり、この協議・同意を廃止することは困難である。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	農業振興地域制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により自治事務とされたものである。 協議・同意制度は、都道府県及び市町村の主体的、自主的な取組を損ないかねない。 基本指針との整合など国の各種施策との整合については、農振法第4条第1項及び第3項に定められており、当然に考慮しているものであるため、改めて協議する必要性はないものと考ええる。	C	国内の農業生産に必要な農地の確保と有効利用を図るための施策を講じ、国民に対する食料の安定供給を図ることは国の責務(食料・農業・農村基本法第7条)であり、その責務を果たすためには、国の定める農用地等の確保等に関する基本指針や各種農業振興施策と都道府県が定める基本方針との整合性を確保する必要がある。 このため、基本方針の策定・変更に当たって農林水産大臣との協議(農用地の確保に関する事項等については同意)を必要としているものであり(地方自治法第245条の3第3項、第4項)、これを廃止することは困難である。 地方公共団体が策定する各種計画は、国・県が策定する上位計画に則して策定することが個別法上義務付けられているので、必要以上の国等の関与を排除することを提案する。	広島県			

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	支援措置に係る提案事項の内容	提案主体名
農林水産省	1020120	森林国営保険に係る事務の民間開放	森林国営保険法第23条の2、24条 森林国営保険法施行令第3条～11条、第13条～14条	森林国営保険制度は、政府が森林国営保険法等に基づき森林について火災、気象災及び噴火災による損失をてん補することを通じて森林資源の維持培養及び林業経営の安定に資するものである。森林国営保険の実務については、都道府県や森林組合等の経由機関が実施しており、都道府県が行う実務のうち、保険証書の作成や被災地での損害調査作業など、会計法、国の債権の管理等に関する法律等に抵触しない範囲で都道府県森林組合連合会等へ委託できる。	C		森林国営保険は、国自らが保険者として事業を運営することとし、事務執行の効率性を確保する観点から、地理的利便性を考慮し、国の指押監督権下で適正かつ確実な実行を確保するため、県へ法定受託事務として委託している。このうち、法定受託機関として実施すべき確認や決裁等、また会計法や国の債権の管理等に関する法律に基づいて実施すべき事務以外はすべて県が県森連へ委託できるようになっており、県が県森連へ委託する事務は必要最少限のものとなっている。 例えば、保険証書については、商法第649条第2項により、保険者の署名が必要であるので、契約の可否を法定受託している県の署名(公印)が必要となるが、それ以外の保険証書の案の作成等は県森連へ委託できるとされている。また、損害調査については、森林国営保険契約等事務処理要領(林野庁長官通知)の委託契約書例(様式第26号)の第6条(検査)に示すように、法定受託機関である県は業務委託者として委託の成果物について内容確認を行う必要があるが、それ以外の被災地での損害調査作業等は、県森連へ委託できるとされている。 また、保険料のような歳入の徴収は、会計法第5条により、歳入徴収官でなければ行うことができず、さらに、国の債権の管理等に関する法律第13条により、納入告知等は歳入徴収官が行うことから、歳入の徴収や国の債権の管理は、県が行う必要があるが、それ以外の納入告知書の送付等は県森連へ委託できるとされている。 <参考>森林国営保険では、予算決算及び会計令第140条第2項及び国の債権の管理等に関する法律施行令第6条の規定による知事の同意を得て、都道府県の森林国営保険担当部長が分任歳入徴収官となっている。		本県においても、県からの委託に基づき県森林組合連合会が行っている事務と、法的に県の事務とされている事務が存在することは承知している。 しかしながら、現在、県が実施している事務(証書作成事務や、国への報告)についても、県森林組合連合会等の民間で実施することが、事務の効率化の観点及び「官から民へ」という地方分権改革の趣旨にも合致すると考えられるため、このたび提案を行ったところである。 その点について、現行法令の改正等を踏まえた民間開放に係る制度見直しを御検討いただきたい。		森林国営保険における法定受託事務は、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)に示された法定受託事務のメルクマールである「全国単一の制度」として、国が提出を求め運営する保険に関する事務」に合致するものである。 法定受託事務をすべて県森林組合連合会等の民間で実施するとすれば、国自らが直接運営するという本制度の前提が崩れることとなり、森林国営保険制度そのものを否定することになってしまうことから、法定受託機関として実施すべき証書作成事務等までも民間へ委託することはできない。		右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。		前回の意見にも述べたとおり、現在県が実施している事務の中には、証書作成事務等、必ずしも県で実施しなければならない事務以外にも含まれていると考える。 御回答にあるとおり、国が直接運営するといふ、これまでの考えもあると思われるが、「官から民へ」という構造改革の主旨に鑑み、民間でできることは民間で行える体制整備について、御検討いただきたい。 なお、現在、林野庁において、「森林国営保険に関する検討会」等において森林国営保険について議論されているところであるが、その中においても、国による現行方式の合理化・効率化について、併せて御検討いただきたい。		前回及び前々回の回答のとおり、ご指摘のあった証書作成行為は、保険事業上の根幹となる保険者の署名を含む行為であり、その委託は保険制度そのものの否定を意味するものになってしまうことから、保険証書作成事務等までも民間へ委託することは考えられない。 現在実施中の「森林国営保険に関する検討会」においては、民間損害保険会社によれば、世界的に大規模自然災害が増加して自然災害の保険金支払額が増加している中で、保険対象を火災に加え自然災害にまで拡大することには極めて慎重に考えており、リスクの高い自然災害を対象とする森林保険は国で行う方が望ましい。保険自由化による競争激化の中で、森林保険は、山間奥地で営業等を行うこと等により事務コストが割高となるため、積極的な活動はしていないといった理由から、自然災害を対象とする森林保険を実施することは困難とのことであった。なお、同検討会の「中間報告案」では、火災に加え自然災害を対象とする森林保険を民間が行うことは困難であり、国による実施が必要と考えられること等を踏まえつつも、「引き続き国による現行方式が合理的・効率的であるかの検討を行う必要がある」とされているところである。 また、写真判定の活用による損害調査の簡素化、保険料算定のパソコン処理等の拡大など事務の合理化・効率化を検討しているところである。	森林国営保険において県が行っている事務について、民間でも実施できるような制度の見直しを提案。	広島県